

高槻中学校・高等学校保護者会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は高槻中学校・高等学校保護者会と称する。
- 第2条 本会の事務所を本校内（所在地：高槻市沢良木町2番5号）におく。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、学校との連携を密にし学校教育に協力することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
- ① 会員相互の連絡と懇談、並びに教育上の意見交換
 - ② 教育環境の改善と充実
 - ③ その他、本会の目的達成に必要と認める事項

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者とする。

第3章 役員・監事・委員及び顧問

- 第6条 本会に次の役員、監事、委員、顧問をおく。
- ① 役員 10名
 - ② 監事 2名
 - ③ 学級委員 各学級より3名、但し、高2・高3は各学級より2名（各学級において、委員の内1名は学級代表）
 - ④ 顧問 若干名
- 第7条 役員・監事の中より、次の担当役員・監事を互選する。
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名
（原則として高校部1名、中学部1名）
 - ③ 書記 2名
 - ④ 会計 1名
 - ⑤ 文化厚生委員長 1名
 - ⑥ 文化厚生委員長補佐 1名
 - ⑦ 広報委員長 1名
 - ⑧ 広報委員長補佐 1名
 - ⑨ 監事 2名
- 第8条 学級委員の中より学年ごとに、次の担当委員を互選する。
- ① 学年代表 1名
 - ② 学年副代表 1名
 - ③ 学年会計 1名
 - ④ 文化厚生委員 細則に規定する人数
 - ⑤ 広報委員 細則に規定する人数
 - ⑥ 高3学年専任

第9条 役員・監事・委員選出方法

- ① 指名委員会は、役員候補10名及び監事候補2名を選出する。
- ② ①項の候補として、現役員、現監事の中から原則として3名以上を選出する。
- ③ 学級委員は各学級より公選によって選出する。

第10条 指名委員会の役割・構成

- ① 委員総会において役員及び監事の候補者を定めるための指名委員会を設置する。
- ② 指名委員会は高3を除く各学級の学級委員から互選された1名の指名委員により構成される。
- ③ 指名委員会を円滑に運営するために、役員及び監事から互選された2名を指名委員会顧問として選出する。
- ④ 指名委員会で選出された候補者は、常任委員会の議を経て、総会にて承認を受けるが否決された場合、指名委員

会に差し戻す。

第11条 本会及び委員会の構成

- ① 総会は全会員により構成する。
- ② 委員総会は役員、監事及び学級委員により構成する。
- ③ 常任委員会は役員、監事及び学年三役（学年代表・学年副代表・学年会計）により構成する。
- ④ 運営委員会は役員、監事及び学年代表により構成する。
- ⑤ 役員会は役員及び監事により構成する。
- ⑥ 文化厚生委員会は役員（文化厚生委員長・文化厚生委員長補佐）及び文化厚生委員により構成する。
- ⑦ 広報委員会は役員（広報委員長・広報委員長補佐）及び広報委員により構成する。
- ⑧ 文化厚生委員会及び広報委員会の各委員会は、委員長を除く構成員の中より、書記及び会計を互選により選出することができる。
- ⑨ 学級委員会は学年三役（学年代表・副代表・会計）及び各学級選出の学級委員により構成する。
- ⑩ 原則として役員会及び運営委員会には代理出席を認めない。
- ⑪ 顧問は校長、教頭、保護者会担当教員及び前会長とし、その他必要ある時は、常任委員会の議を経て会長が之を委嘱する。

第12条 役員・監事・委員及び顧問の任務

- ① 会長は本会を代表し、総会、委員総会、常任委員会及び運営委員会及び役員会を招集し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に差支えある時はその職務を代行する。
- ③ 書記は会議の案内、記録及び事務処理の任に当たる。
- ④ 会計は本会の経理を担当する。
- ⑤ その他の役員は各委員会業務の執行の任に当たる。
- ⑥ 監事は会計及び会務の執行状況を監督する。
- ⑦ 学年三役及び高3学年専任の任務は次の通りとする。
 - イ) 学年代表は各学級相互の連絡と親睦を図り、学年の意見統括者として運営委員会及び常任委員会でその任に当たる。
 - ロ) 学年副代表は学年代表を補佐し、学年代表に差支えある時はその職務を代行する。
 - ハ) 学年会計は学年会計を掌るとともに本会会計の業務に協力する。
 - ニ) 高3の委員は学年専任として学年活動の任に当たる。但し、委員会に所属しない。
- ⑧ 学級委員は学年全般に亘り教職員と保護者の連絡に当たると共に親睦を図り、各種委員会（文化厚生委員会・広報委員会・学級委員会等）を構成する。
- ⑨ 顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べる事が出来る。

第13条 役員、監事及び委員の任期は当該年度とし、次年度総会で新役員、新監事、新委員の就任までとする。但し、再任は妨げない。

第14条 役員、監事及び委員の任期中に欠員を生じた時、運営委員会の議を経るものとし、補充された場合の任期は前任者の残り期間とする。

第4章 会議

第15条 本会の会議は総会、委員総会、常任委員会、運営委員会、役員会及び各種委員会とする。

第16条 役員会または運営委員会においては次の事項を決定する。

- イ) 総会、委員総会及び常任委員会の議案の立案に関するこ

と。

ロ) 年次計画、予算案及び決算書の調整に関すること。

ハ) 庶務会計及び事務分掌に関すること。

ニ) その他の必要と認められた事項。

第17条 総会は毎年1回定期に招集する。但し、会長が必要と認められた時、または役員会、運営委員会、常任委員会、委員総会の決議があった時、及び会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった時は臨時総会を招集する。

第18条 総会、委員総会及び常任委員会を招集するには開会期日から1週間前迄に議案に従い、期日、場所等を会員に通知する。

第19条 総会、委員総会及び常任委員会の議長は当日会員の中から選出する。

第20条 総会においては会則に従い、次の事項を行う。

① 事業報告及び各学年活動報告に関する件

② 会計報告及び監査報告に関する件

③ 予算案承認の件

④ 役員、監事選出承認の件

⑤ 学級委員選出承認の件

⑥ 会則の変更、改正の件

⑦ その他重要事項の議決

第21条 総会、委員総会及び常任委員会は、総数の3分の1以上の出席にて成立する。

第22条 各会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第23条 総会、委員総会及び常任委員会に出席出来ない場合は、委任状の提出を以て出席とする。

第24条 全ての会議には議事録を作成し、2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第25条 常任委員会及び委員総会は会長が必要と認められた場合随時開き、緊急を要する時は総会に代わり処理することが出来る。但し、事後総会に報告し、承認を得なければならない。

第26条 各種委員会は随時開催する。

第5章 会計・会費

第27条 本会の会計は、一般会計と特別会計から成る。

第28条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第29条 本会の会計帳簿は会員が必要な時は何時でも見ることができる。

第30条 一般会計は、当年度の会費・寄付金及び事業収益金等により行う本会の通常の事業活動を取り扱う。

第31条 会費は予算案により毎年総会において決定する。

第32条 特別会計は、一般会計では対応が難しい支出（設備・備品の購入、記念事業費、寄付金等）に備えるために設置する。

第33条 特別会計へは、一般会計の余剰金より適正額を繰り入れるものとし、総会において決定する。

第6章 慶弔規則

第34条 教職員の結婚、出産、叙勲、その他に際して、役員会の決定により、本会名で慶意を表す。

第35条 会員及び本校生徒が死亡した時は、役員会の決定により、本会名で弔慰金をおくる。

第36条 教職員及びその一親等以内の親族が死亡した時は、役員会の決定により、本会名で弔慰金をおくる。

第7章 補則

第37条 会則の改正に当たっては、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て之を決する。

第38条 本会則の施行に關しての必要な細則は、常任委員会の議決を経て別に之を定める。

附則

1. 本会則は、昭和48年5月26日に実施し、昭和63年12月24日に改正され即日実施する。

2. 本会則は、平成8年5月11日に改正され、即日実施する。

3. 本会則は、平成9年5月10日に改正され、即日実施する。

4. 本会則は、平成10年5月9日に改正され、即日実施する。

5. 本会則は、平成14年5月11日に改正され、即日実施する。

6. 本会則は、平成16年5月8日に改正され、翌年度より実施する。

7. 本会則は、平成18年5月6日に改正され、即日実施する。

8. 本会則は、平成19年5月12日に改正され、即日実施する。

9. 本会則は、平成23年5月7日に改正され、即日実施する。

10. 本会則は、平成24年5月12日に改正され、即日実施する。

以上

高槻中学校・高等学校保護者会細則

役員、監事の引継ぎについて

1. 会則第10条④項により、指名委員会で選出され、常任委員会の議を経た候補者は、総会にて承認を受けた場合に担当任務を円滑に遂行できるよう、総会までの期間、役員会の下で準備を行う。

附則

1. 本細則は、平成15年3月15日に制定され、即日実施する。

文化厚生委員及び広報委員の人数について

1. 第8条④項文化厚生委員及び⑤項広報委員の人数を次のように定める。ただし、学年ごとの学級委員の数および各委員会への割り振りは、年間活動計画にもとづき役員会において変更することができる。

附則

1. 本細則は、平成17年3月5日に制定され、平成17年度より実施する。

2. 本細則は、平成27年3月7日に制定され、平成27年度より実施する。

以上